

第 7 回 SPARC Japan セミナー2009

人文系学術誌の現状—機関リポジトリ、著作権、電子ジャーナル

人文・社会系 2 学会の学術誌電子化の試み —日本文化人類学会と日本オセアニア学会—

山本 真鳥（やまもと まとり）

（法政大学経済学部教授 日本文化人類学会／日本オセアニア学会）

講演要旨

日本国内の人文・社会系学会の学術誌の場合の、特に著作権問題と、電子版掲載のビジネスモデルについて、私自身の経験を語ってみたい。

日本の人文・社会系学術誌では、多くの雑誌の投稿規定では著作権の所在を明らかにしない場合が多かった（すなわちそのままでは、著作者に著作権があると解釈できる）が、それには日本のこの分野の出版のあり方と大きく関わっている。このような出版慣行を維持しつつ著作権移譲を行う制度を導入した。

電子化をどのように行うかは、会員の学会との関わり方と無縁ではない。また、既に多くの図書館が購読をしている状態で公開を行った結果、購読が減ってしまった場合は学会運営にも影響が及ぶことになる。会員や購読料を減らさずにいかに電子媒体を広めていくかのビジネスモデルはなかなか容易ではない。この問題については手探りであるが、その経験を語る予定である。



山本 真鳥（やまもと まとり）

1981年東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。1984年法政大学経済学部助教授。1990年同教授。文化人類学専攻。日本文化人類学会、日本オセアニア学会の両学会にて、理事・評議員等経験。主に編集・情報化担当。現在日本文化人類学会長。

はじめに

私は現在、日本文化人類学会と日本オセアニア学会の二つにかかわっていますが、もともとは文化人類学を研究している者です。日本文化人類学会が非常に長い歴史を持ち、会員約 2000 名という大きな学会であるのに対して、日本オセアニア学会は、会員は 300 人しかいないけれどもお互いの顔が見えつつ仲良くやっているという、全く違ったタイプの学会です。

本日は、それぞれの学会での電子化や編集にかかわった経験から、著作権慣行の問題を中心に、学会誌の公共性や電子化普及などについてお話ししたいと思います。

日本文化人類学会

日本文化人類学会は結構古い学会で、1934年に創立されました。戦前、協会になったり財団法人になった

りいろいろなことがありましたが、違う機能をそれぞれに生かそうということで財団法人と分かれ、1964年に日本民族学会が誕生しました。以来そのままやってきたのですが、民族学に代わりだんだん文化人類学の方が普及してきましたので、2004年に日本文化人類学会に改名しました。

日本民族学会では、ずっと『民族学研究』という雑誌を出していました。学会名が変わったときにそちらも『文化人類学』と改名したのですが、巻号はそのまま引き継いで、現在 74 巻を刊行中です。年 4 回の発行で、1 冊 150 ページ前後、おおよそ年間 600 ページぐらいまで行きます。先ほどの Nakai 先生のお話では Monumenta Nipponica の採択率は 25% というのですが、『文化人類学』も 25% ぐらいです。ただし、これは最初に出してきて書き直しをお願いしているものも採択しなかったとした採択率なのですが、1 回ですんなり通るといことはまずありません。大変経験のある方でも 1 回は書き直しをしていただき、学生に至っては大体 2~3 回、ひどい人になると 4~5 回書き直してもらいます。途中であきらめてしまう人もいれば、頑張る人もいます。お引き取り願う場合ももちろんあります。

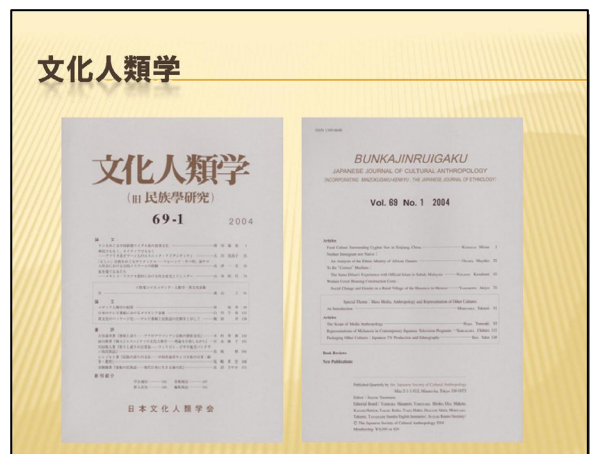
つい最近、『文化人類学』の別冊という形で『Japanese Review of Cultural Anthropology』という英文誌を出し始めました。年 1 回の発行で、現在 No.10 を編集中です。私自身は編集委員もしたことがあるのですが、専ら電子情報に関して広報情報化担当理事を長く務めていまして、電子化に関しての仕事の方がずっと長い経験があります。もともとは NII (旧 NACSIS) が Academic Society HomeVillage (学協会情報発信サービス) を立ち上げた直後に日本文化人類学会でもホームページを作成しようとしていて、学協会情報発信サービスにただで載せさせてくれるらしいということでかかわったのが 1997 年です。ですから、10 年ちょっとになります。

これが『民族学研究』です (図 1)。灰色の、地味な色の雑誌です。現在は『文化人類学』という名称に変

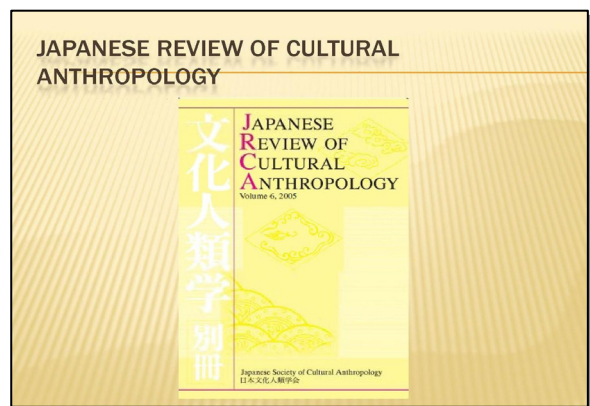
わっているのですが、継続していることをできるだけ広報すべきだということで、そのほかは全く変えていません (図 2)。これが英文誌で、120 ページぐらいです (図 3)。



(図 1) 『民族学研究』



(図 2) 『文化人類学』



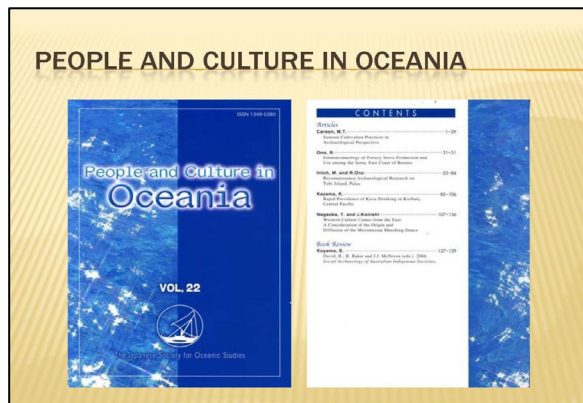
(図 3) 『文化人類学』(英文誌)

日本オセアニア学会

日本オセアニア学会は、さまざまな分野の研究者がオセアニアという地域を研究していることで集まっている学会で、考古学の研究者もいれば、言語学の研究者もいます。経済学者や社会学者も欧米の学会だといえるのですが、日本の場合は経済学者などはほとんどおらず、若干国際関係論の研究者が入っています。生物系の生態人類学の方たちも随分おられます。しかし、一番人数が多いのは文化人類学をやっている人間で、その結果として 19 期までの日本学術会議（20 期以後改組）では文化人類学・民俗学研連に長くかかわってきており、世間的には大体そういう扱いを受けています。

会員は約 300 人で、年 1 回英文誌を発刊しています。創立から何年か後に英文誌の発刊を始めたのですが、和文はニューズレターだけです。そのほか、関西地区・関東地区の研究会を各年 2 回程度、研究大会を年 1 回開催しています。

雑誌は、文部科学省の助成をいただくようになってから余裕が出てきたので、最近、このようなきれいな表紙に作り変えました（図 4）。



(図 4) 日本オセアニア学会英文誌

電子化の形

これら三つの雑誌はどれも NII の CiNii (NII 論文情報ナビゲータ) で公開中ですが、形態が皆異なります。『文化人類学』は刊行後 1 年で有料公開するようになっており、『民族学研究』も含め過去すべての巻号

を有料公開しています。会員が 157 円、非会員が 367 円、PPV840 円で、これはすべて CiNii の機能を使って行っています。

文化人類学会の英文誌『Japanese Review of Cultural Anthropology』は、刊行と同時に無料公開しています。

日本オセアニア学会の会誌『People and Culture in Oceania』は、刊行後半年経過後に無料公開していますが、過去分すべてではなく、2001 年以降のものだけです。いろいろな経緯でこのようになっているのですが、そのあたりをこれからお話しします。

日本文化人類学会『文化人類学』『民族学研究』の電子化に当たって

日本文化人類学会は、もともと『民族学研究』時代に電子化を試みることになりました。NII から 2001 年ごろにアーカイブ化 (NII-ELS: 国立情報学研究所電子図書館事業) の誘いを受け、何のことか分からないという人が多い中、私はセミナーに出て、「どうもこれから世界はその方向に動かしやすい」ということで電子化の話が進んだわけですが、問題になったのは著作権です。

著作権慣行についてお話しすると、日本の人文・社会系学会の学会誌は著作権についての言及がないものが多く、あっても「著作権は著者に属する」と書いてあったりします。それに当たっているいろいろな学術雑誌を調べたのですが、非常におかしかったのは、著作権法学会の雑誌にさえ寄稿規定には著作権について全く書かれていなかったことです。著作権は著者にあるのがごく普通であるということです。

なぜそうなのかと考えると、われわれの学会も皆そうなのですが、学会誌などに書きためていった論文をいずれ本にして出すということが結構あり、そのときに著者が著作権を持っていないと出版の権利関係がややこしくなるからだと思うのです。特に著者の権利保護を考えてというよりは、いちいち著者が著作権者たる学会と交渉するという作業が (著者の側から

もそうだし学会の側からも) 面倒だということがあったのだと思います。NII の相談窓口に「うちは寄稿規定に何も言及していないのですが」と言ったら、「それなら著作権を取ってほしい。ただし取っていなくても、問題さえ起こらなければ構いません」とおっしゃるのです。

理事会内でいろいろ話し合ったのですが、やはり著作権は著者が持っている方が便利ではないかということがあり、バックナンバーの電子化には総会決議で、また今後のためには寄稿規定の改正で対応しようということになりました。そこで次のような条項を加えました。「著作権、その他」として、「本書に掲載する個々の寄稿作品については、それぞれの著者に著作権があります。しかし会員個々の権利にかかわらず、日本民族学会は本学会の理念に則して、本誌ですでに公開された論文、研究ノート、資料・通信、書評、新刊紹介その他の文章を、本誌以外の電子媒体で公開する権利を保有します」、つまり、学会が電子媒体でも公開しますよという一文を寄稿規定に入れ、さらに、過去のを電子化するというを総会決議にしたのです。

そのときに、やはり、会員はそういう前提で著作を上げているわけではないので、学会誌がバックナンバーについていきなりそういう決定をするのは、総会で幾ら決定しても著者の権利を侵すことになるのではないかという議論がありました。そこを、当時 NII が使っていたのは PDF ファイルではなく、TIFF ファイルを viewer でみるものだったので、viewer で閲覧やプリントアウトはできるけれどもファイルはダウンロードできない、だからこれは単にコピーを取ると同じなのだという議論で乗り切ったのです。

ところが、その後、半年もしないうちに、NII は viewer で見るシステムはやめて全部 PDF 化する方針となりました。PDF になってしまうとファイルのダウンロードができ、制度としては禁じられていますが、技術的には第三者がファイルを転送することもできるので、viewer で見るのと話はずいぶん違うのですが、次の総会で会員には説明をして PDF 公開に了解をと

りつけました。viewer を使っていないのはこれだけの普及がなかったことを考えると、このシステム変更は当然の流れでした。

2005 年ごろから普及した機関リポジトリ制度

ただ、大変困ったのは機関リポジトリの制度です。先ほどご紹介にありました文部科学省の会議、科学技術・学術審議会、学術情報基盤作業部会のさらに下部組織の学術情報発信ワーキンググループは、機関リポジトリを作るということをかかなり大々的に提言しました。NII にもそれをサポートする部門ができていて、機能強化が図られました。私もこの WG に参加していて、機関リポジトリが何なのかということはよく分かっていたので、いち早くわが法政大学も機関リポジトリ制度を導入しました。私は、実はそのときの委員長です。ただ、学内では機関リポジトリを推進する側でありましたが、それと同時に逆に学会の立場として考えたときには、機関リポジトリというのは非常に危険であると受け止めていました。

基本的に機関リポジトリは、「学術コンテンツのコモンの思想」と呼んでいいのではないかと私は思うのですが、要するに学術情報は共有しましょうというものです。ですから、基本的に無料です。ただし、それを著作権者の下で自由に行うとすれば、学会が課金しながら公開しているところとかなりぶつかる部分が出てきます。課金しないと誰でも見られるようになることについては、実はいろいろな制度上どんどんそうしたらいいとおっしゃる方もあるのですが、学会としてはそれで会誌をとってなくてもかまわないということになれば会員が減ってしまう可能性があります。

もう一つ大きいのは、『文化人類学』は、昔の『民族学研究』も含めて大変長い歴史を持つ雑誌で、いろいろな図書館に入れていただいているのです。これを NII で、サイトライセンスで公開するというプログラムもあるのですが、その場合には大学等の研究図書館が購読をやめてしまう恐れがあります。サイトライセンスや機関リポジトリで無料ですべて閲覧できるとな

ると、会員になっている意味が薄れて会員が減り、また図書館での購読が減るだろうから、かなり大きな減収になります。私どもは残念ながら上智大学のようなリッチな親分がいないので、会員減や収入減が大変怖い。学術コンテンツのコモンズにうまく移行できればいいのですが、そう簡単ではない。会員減になると経費の問題で会費を値上げしなくてはならなくなり、それがまた会員減に拍車をかけることになり、一気に学会の崩壊に結びつく可能性もあります。ですから、非常におっかなびっくりで公開しているところがあります。

機関リポジトリ制度に対応して

—著作権委譲制への移行

そういうことがあって、著作権に対応せざるを得ない。つまり、著作権が著者のものになっていけば機関リポジトリで公表するのも著者の自由になってしまいます。版面権という概念があるにはあるのですが、版面権を盾に取るということは、日本ではまずできません。少なくとも学術資源のコモンズの発想には大変共感するところがあるのですけれども、学会運営の立場としてはそうもいかないもので、機関リポジトリには最終原稿の PDF としてもらうようにしました。これは先ほど永井さんが言及された動物学会の場合とは全く違うと思います。

なぜ理系の場合と違うかという、われわれ人文・社会科学系の場合は非常に論文の息が長いからです。理系のように1年間の猶予を置いて無料公開にしたら、やはりもうこれでいいというのでやめてしまう人が随分いると思うのです。過去の財産もバックナンバーで販売してきた実績がありますので、たとえバックナンバーであっても有料公開だし、だから機関リポジトリも最終原稿の PDF としていただく。つまり、ちゃんと論文として読むためには、お金を支払って会員になるなり、NII で有料でダウンロードしていただくなりしてもらおうという方針です。

そういうことで学会が著作権を委譲してもらうこと

としたのですが、それにはもう一つポイントがありました。古い雑誌ですので、著者が会員をやめてどこに行っているか分からない論文に対して、再録したいという交渉があるのです。海外から翻訳したいという申し入れがあるにもかかわらず、著作権を持った人が見つからないということもしばしばありました。それでやはり著作権を学会がコントロールすることには非常に意味があると考えようになったのです。学術資源の保全を考えたときに、これはちゃんとした団体だから再録を許してあげたいと思っても、著作権を持っていないと学会はそれができないわけです。

そこで、著作権を集めることをわれわれは考えました。まず、『文化人類学』掲載論文等利用許諾基準について説明しますと、これまで著者に著作権があるということにおおいに意義を認めていた方たちにも納得していただくかなければならないので、印刷媒体の場合と電子媒体の場合に分けて、「印刷媒体のコピー、転載等」については「それが掲載された『文化人類学』の版面をそのまま使用するのでない限りは、その論文等を日本文化人類学会の許諾なしに転載することができる」としています。ただし、版面そのままを印刷するのは困るということです。

さらに、「なお、出版業者などの第三者が著者に対し印税・原稿料の趣旨で金銭の提供を申し出たときは、著者は学会に報告することなくこれを受領することができるものとする」、つまり、お金も自分のものとして構わないとしてあります。ここでは印刷媒体と電子媒体の差別化を図っているわけです。

それから、抜き刷りのコピーはそのまま版面を利用することになりますが、「著者は、学会が贈呈した『文化人類学』に掲載された著者の論文等の抜刷を、学会の許諾なしに複写し、かつそれを配布することができるものとする」という条項を入れ、著者による抜刷の作成・配布は構わないことにしています。つまり、実質的に現行と何ら変わりはありません。

ただ、電子媒体の方は大変厳しく、「機関リポジトリ等の電子媒体を用いて公表する際には、必ず査読後最

終原稿の PDF ファイルのみを掲載するものとし、その他の方法は許されない」となっています。

こういう方法を取るということで決着したのが 2007 年の総会で、そのときに会員の皆さんには了解いただいています。もう一つの関門は、過去のものに関してです。この許諾基準が適用される 74 巻より前のものはどうするかということも 2008 年の総会で提出し、そちらの方も、会員の申し合わせとして、機関リポジトリなどに出すときにはこの利用許諾基準に従うものとするということで承認をいただいています。

機関リポジトリなども、今後どんどん普及するでしょう。ただ、私自身は論文の印刷媒体にあまりこだわっていないのですが、こだわっている先生方がまだ非常に多いのが現状です。だんだん世代交代し、若い人たちが、会員でも印刷媒体は要らないという時代になればまた違ってくると思いますし、その場合には機関リポジトリに掲載するものも、版面そのものを載せるということが可能になってくるでしょう。つまり無料で、編集コストは別途用意した予算から何らかの形で出し、それで学術コモンズとして論文が見られるという状態になったらまた条件は違ってくると思うのですが、現在は移行過程だと思えます。そういう意味で、学会がなくなってしまったり雑誌の発行部数がだんだん減ってしまったりするのはかなり危機なので、このようなコントロールをさせていただくようにしているわけです。

英文誌の場合

『文化人類学』別冊の『Japanese Review of Cultural Anthropology』(JRCA) は、現在、投稿は会員のみになっています。日本の学会の慣行として大体そうなのですが、海外では学会の公的機能が非常に高く、投稿規定自体も会員に限らないというものがたくさんあります。それを踏襲しているのがオセアニア学会誌『People and Culture in Oceania』(PCO) です。オセアニア研究のコモンズに貢献したいという意図から、投稿は誰でも可とし、海外からの投稿もど

ん受け入れています。

結果として日本人の論文が 3 分の 1 ぐらいしかないこともあり、また英文誌なので投稿できないという人も随分います。しかしオセアニア学会は学会としての凝集性が大変高く、研究大会に集まってくるということが大変大きな機能としてあるので、投稿できないからといって会をやめる人はいません。そういう意味では、投稿は誰でも可でも構わないし、それを公開するというにもあまり問題はありませぬ。『文化人類学』の英文誌も、残念なことですがこれが欲しいがために文化人類学会の会員になっているという人はいないので、両誌とも、むしろ海外の方にたくさん読んでいただきたい、そういう意味で無料の電子公開を行っているわけです。

オセアニア学会の場合には、公開まで半年の猶予期間を置いています。文化人類学の場合は即時公開ということでお願いしていますが、NII の方がびつたりにはできないようで、2~3 カ月遅れるというのが現状です。

学会誌として成り立つ以上、金銭的に採算が取れなければ困るので、そこを考えながら電子化を行っていかねばなりません。会員数の減少は会費の値上げに通じ、会費を値上げすればまた会員数が減ることにもつながります。そうなるも現在の体制での出版がおぼつかなくなり、この分野の学術コミュニティとしての機能が失われる結果にもなるかもしれません。そういう意味で、著作権問題をどのように処理するかということは学会誌としては結構大きな問題だと思います。まだまだ学術研究コモンズとしての電子化についてはさまざまな可能性があり、現在は過渡期であると思いますが、この問題にどう取り組んだかという私の経験をお話ししました。